

別添

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（案）」
に対する意見提出者
計 9 者

（意見提出順、敬称略）

	意見提出者	代表者氏名等	
1	株式会社ジュピターテレコム	代表取締役社長	牧 俊夫
2	日本電信電話株式会社	代表取締役社長	鶴浦 博夫
3	株式会社 NTT ドコモ	代表取締役社長	吉澤 和弘
4	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長兼 CEO	宮内 謙
5	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
6	株式会社 ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
7	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
8	KDDI 株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
9	個人	—	—

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（案）」 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

1. 総論

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
意見 1-1 電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針案を定め、電気通信市場を検証・分析することに賛同。健全な競争を通じて最先端の基盤整備をさらに加速化するためには、モバイル事業への規制は最小限とし、自由度を高めることが必要。政府出資を受けるNTT持株会社をはじめとするNTTグループ内の取引の実態についても徹底的に分析・検証すべき。	考え方 1-1	
<p>2020年代に向けて、我が国の世界最高水準のICT基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するため、平成28年5月、電気通信事業の公正な競争の促進及び利用者保護の観点から、電気通信事業法の改正が行われました。</p> <p>今般、これらの法改正の趣旨を踏まえて、電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針案を定め、電気通信市場を検証・分析することに賛同いたします。</p> <p>今から約30年前の1985年4月、日本電信電話公社の民営化を中心とした「電気通信改革三法」が施行され、100年以上続いてきた電気通信事業の独占に終止符が打たれました。それ以来、電気通信事業法やNTT法に基づく累次の競争政策が、新規参入を促し、競争を通じた料金の低廉化やサービスの多様化によって利用者利便の向上をもたらしてきました。</p> <p>メタル加入者回線が主流の時代には、旧電電公社のNTTが保有するボトルネック設備への接続ルールが整備・強化され、自由化当初の通話料（長距離電話）を中心とした競争のみならず、アンバンドル義務のルール化に伴う加入者回線の開放により、基本料市場を含めたサービス競争も進展しました。</p> <p>モバイルや固定ブロードバンドの時代に入ると、アクセスレベルでも設備ベースの競争が進展し、我が国のICT基盤は世界最高レベルに達するまでの発展を遂げ、国民生活の利便性の向上や多種多様なICT産業の創出を牽引してきました。</p> <p>今後、スマートフォンのみならず、ウェアラブル端末や様々な製品に組み込まれるモジュールなど、モバイルネットワークに接続される端末は更に多様化し、M2MやIoTを後押しします。</p> <p>特に、医療・教育・行政・交通・社会インフラ等の様々な分野・産業とICTが連携する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（案）」（以下「本方針案」といいます。）に対する賛同の御意見として承ります。 ・変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保するためには、電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策に反映することが重要であると考えています。 ・効率的かつ実効性の高い分析・検証を行うため、客観的・専門的知見も活用し、必要となる情報を充実させるとともに、市場環境の変化や利用者視点等を踏まえた分析・検証手法の充実を図ることとしております。 ・モバイル事業への規制やNTTグループ 	無

<p>ことによって、各分野における効率化や利便性の向上はもとより、多種多様な新サービスや新たなビジネスモデルの創出が主にモバイルインフラの活用を中心に進展することが期待されています。このような多方面との多様な連携を推進するためには、各プレイヤーとの柔軟な商取引環境を整えることが必要と考えます。</p> <p>また、これらの技術を支える我が国のモバイルインフラは、超高速・低廉・強靱な世界最高水準であることが求められています。健全な競争を通じて最先端の基盤整備をさらに加速化するためには、技術革新のペースが激しいモバイルインフラへの設備投資を妨げることのないよう、モバイル事業への規制は最小限とし、自由度を高めることが必要です。</p> <p>一方、NTT東・西の光回線においては、サービス卸の開始に伴う相対取引によって、ボトルネック設備であるにも関わらず、その提供条件が不透明になり、接続条件の公平性・透明性を担保してきた接続制度が形骸化しつつあります。</p> <p>また、NTT東・西のサービス卸は、卸先事業者間の競争だけでなく、接続事業者や設備を自ら設置する事業者との競争に多大な影響を与えていることが懸念されています。</p> <p>このようにNTT東・西に対抗して同種の設備を設置する事業者が存在しない固定系通信と、全国網を構築する複数の事業者が存在し、接続を求める事業者が自らの条件に合致した事業者の設備を選択することが可能な移動系通信との市場環境の違いには十分留意すべきと考えます。</p> <p>小売市場においては、NTTグループの主要会社であるNTTドコモやNTTコミュニケーションズ、NTTぷららなどがサービス卸を利用して自らのサービスとのセット販売を行うことにより、FTH市場を起点としたNTTグループによる囲い込みが移動系通信市場、ISP市場へと拡大し、電気通信市場全体の公正な競争を阻害する恐れがあります。</p> <p>NTT東・西は、政府出資を受けるNTT持株会社の100%子会社であり、公社時代から継承したボトルネック設備等の国民資産を保有して、NTT法により経営基盤の安定が約束されている特殊法人です。</p> <p>このような状況下で、本来のNTT再編成の趣旨に反して、固定系通信市場や移動系通信市場において圧倒的な市場支配力を維持するNTT東・西やNTTドコモが、持株会社の下で一体的に経営され、ヒト、モノ、カネ、情報においてもグループ内で共有されているのが実態です。</p> <p>NTTグループ各社が各市場において高いシェアを維持する要因には、このような欧米先進国には見られない特殊性が影響しているとも考えられることから、NTTグループの組織やグループ内取引の実態についても徹底的に分析・検証すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>内取引の実態に対する分析・検証に関する御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。</p>	
---	---	--

<p>意見 1-2 通信キャリア間の競争に着目した旧来のサービス区分による市場ごとの分析・評価では、市場環境の変化を的確に捉えることができない。市場環境の変化の実態に照らして、通信キャリアのみならず端末レイヤーから上位レイヤーに跨がって分析・評価を行うべき。新たな市場検証の運用にあたっては多様なプレイヤーを萎縮させることなく、また、自由な事業活動を阻害することがないように配慮すべき。</p>	<p>考え方 1-2</p>	
<p>近年、情報通信市場においては、モバイルブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及等により、ユーザは、固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しています。また、通話アプリに代表されるように、従来の通信キャリアが提供するネットワークサービスがブロードバンド上のアプリケーションとして実現され、ネットワークサービスとアプリケーションサービスの境目が失われつつあり、さらには、MVNOや「光コラボレーションモデル」を用いて異業種も含めた様々なプレイヤーによる新規参入が相次いでいます。</p> <p>こうした旧来の市場の枠組みでは捉えられない動きは今後さらに加速し、2020年代においては近年注目されているIoTやビッグデータ、AI等が具体的なサービスとして広く実用化され、ネットワークサービスはそのようなサービスを支える基盤として取り込まれ、他の産業と結びついていくものと想定しています。</p> <p>こうした中、今後の情報通信市場においては、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションが促進され、新事業や新サービスの創出により、経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められています。そのためには、多様なプレイヤーにとってのビジネスの自由度や柔軟性を確保することで創意工夫による新しい価値創造を促進し、その事業をより発展させていくことが重要であり、政府においても、その実現を後押ししていただくことが情報通信政策の重要なテーマであると考えます。</p> <p>今回の基本方針案では、通信キャリア同士の競争の分析に加え、消費者保護や利用者利便に着目していく方向性が示されていますが、こうした観点に立った分析・検証を行うに当たっては、ダイナミックに変化する情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰するとともに、従来の通信キャリアを含む多様なプレイヤーにとって過度な負担とならず、また新たな挑戦を萎縮させることのないよう、十分な配慮が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場環境の変化を踏まえた分析・検証に関する御意見については、考え方1-1のとおりです。 ・異業種を含めた様々なプレイヤーによるサービス提供の動向等に関する御意見については、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成28年度）（案）」（以下「平成28年度年次計画案」といいます。）において、異業種の参入を含む多様な新サービスの創出等が図られ、利用者が、より多様で、より低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択できる環境となっていることが重要であることを踏まえ、公正競争の推進及び利用者利便の確保の観点から検証を行っていくこととしております。 	<p>無</p>
<p>近年、情報通信市場においては、モバイルブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及等により、ユーザは、固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しています。また、通話アプリに代表されるように、従来の通信キャリアが提供するネットワークサービスがブロードバンド上のアプリケーションとして実現され、ネットワークサービスとアプリケーションサービスの境目が失われつつあります。このように、通信キャリアの提供するネットワークサービスは、もはや情報通信サービスの主役ではなく、その構成要素の一部に過ぎないものとなっています。</p>		

また、当社が平成 27 年 2 月に提供を開始した「光コラボレーションモデル」(サービス卸)においては、不動産分野、医療・介護分野、エネルギー分野といった異業種のサービス提供事業者が参入することにより、当社のフレッツ光のみでは提供できなかった、F T T H サービスを活用した新たな融合サービスが登場し始めているところです。

このような旧来の市場の枠組みでは捉えられない動きは今後さらに加速し、2020 年代においては近年注目されている I o T やビッグデータ、A I 等が具体的なサービスとして広く実用化され、ネットワークサービスはそのようなサービスを支える基盤として取り込まれ、他の産業と結びついていくものと想定しています。

こうした中、サービス選択にあたり利用者が通信キャリアを意識する機会は減少しており、通信キャリアのみに着目し市場支配力の有無を中心とした検証を行ってきた旧来の競争評価は有効性を欠いてきたものと考えます。

今回発表された電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針案においては、情報通信を取り巻く市場がダイナミックに変化していることを踏まえ、料金政策や消費者保護政策に係る市場動向を含む電気通信市場の動向について分析・検証を行うこととされていますが、こうした観点に立った分析・検証を行うにあたっては、従来と同様の固定通信／移動通信、データ通信／音声通信別の通信キャリア間の競争という狭く画定された市場に着目した検証や、基本方針案において挙げられている重点項目のような改正事業法に着目した制度の検証だけでは、従来の検証手法の延長線上に留まることとなり、変化し続ける市場の実態を的確に把握することはできないと考えます。

むしろ、新たな市場検証については、情報通信市場全体を広く俯瞰した上で、多様なプレイヤーによる新しい価値創造や需要創出を後押しする政策の立案に資するものとしていただきたいと考えます。

例えば、重点項目の一つとされている「固定通信・移動通信における卸及び接続」の検証においても、新たな市場検証の目的が自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図ることを踏まえ、サービス卸に係る提供条件の適正性・公平性の確認に加え、サービス提供事業者による新たな価値創造や需要創出の事例についても積極的に取り上げていただきたいと考えます。

【東日本電信電話株式会社】

- ・ 近年、情報通信市場においては、モバイルブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及等により、ユーザは、固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しています。また、例えば通話アプリのように、従来の通信キャリアが提供してきたネットワークサービスが、ブロードバンド上のアプリケーションとして実現され、ネットワークサービスとアプリケーションサービスの境目が失われつつあり、通信キャリアの提供するネットワークサービスは、もはや情報通信サービスの主役ではなく、その構成要素の一部に過ぎないものとなっています。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 加えて、I o Tやビッグデータ活用、A I等が広く実用化されはじめるなど、旧来の市場の枠組みでは捉えられない動きは今後もさらに加速し、ネットワークサービスはそのようなサービスを支える基盤として取り込まれ、他の産業と結びついていくものと想定しています。 ・ こうした中、当社は平成 27 年 2 月より、「光コラボレーションモデル」(サービス卸)を提供しており、平成 28 年 3 月末時点で卸先事業者は 255 社、卸契約数は 161 万契約となっています。また、これまで電気通信サービスを提供していなかったエネルギー分野、警備分野、不動産分野等の異業種からの参入も相次ぐなど、「光コラボレーションモデル」の提供を通じて新たな価値創造が進んでおり、当社としても、多様な事業者の創意工夫によるイノベーションの促進や多種多様なサービス創出を下支えすることで、光の新規需要拡大、I C T利活用の促進、ひいては我が国の経済成長や社会的課題の解決に貢献していきたいと考えています。 ・ 以上を踏まえ、新たな市場検証においては、ダイナミックに変化する情報通信の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行うために、旧来のサービス区分により細分化された市場の枠組みを前提として、通信キャリア同士の競争のみに着目するのではなく、異業種も含めた様々なプレイヤーによるサービス提供の動向や、そのようなサービスがどのように選択・利用されているのかといった利用者の利用実態に重点をおいて情報通信市場全体を広く俯瞰する必要があると考えます。また、新たな市場検証の運用にあたっては、多様なプレイヤーによる新たな挑戦を萎縮させることのないよう、十分な配慮が必要であると考えます。 <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>モバイル分野においては、海外の巨大プレイヤー等による垂直統合モデルへの移行が進展し、上位・下位レイヤーからNWレイヤーへの影響力が拡大し、市場環境は大きく変化しております。本市場検証においては、従来の「競争評価」の評価・分析手法に捕われることなく、市場環境の変化の実態に照らして適切な分析・検証方法について十分議論がなされるべきです。</p> <p>他方、情報通信審議会 答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」(以下、2020 答申)においては「I C T基盤の利活用による新事業・新サービスの創出」のため、「イノベーション促進」を目的として検討され、電気通信事業法改正が実施された趣旨を鑑み、民間事業者の自由な事業活動を阻害するようなことのないよう、十分に配慮すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p>意見 1-3 「電気通信市場検証会議」は、既存の規制・制度が時代に即したものであるかを適時・適切に検証し、改善する枠組みとして活用されるべき。</p>	<p>考え方 1-3</p>	
<p>「電気通信市場検証会議」では、現在の電気通信市場のさらなる発展と普及につながるよ</p>	<p>・ 御意見については、分析・検証を行う際</p>	<p>無</p>

<p>う、公平かつ公正な視点から分析/検証を行い、適正な競争環境の整備につながる議論を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信市場においては、原則的に最低限の規制を以て事業者間の自由競争が確保されるべきであり、「電気通信市場検証会議」は、こうした競争環境の維持・促進に資するべく既存の規制・制度が時代に即したものであるかを適時・適切に検証し、改善する枠組みとして活用されるべきと考えます。 移動通信においては、MNO 3 社を中心にし烈な競争を繰り広げていることから、過剰な規制が事業者間の競争を阻害していないか分析/検証いただき、今後の電気通信市場のさらなる普及/促進のために、中長期的観点を踏まえた政策への反映を希望します。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>の参考として承ります。</p>	
---	--------------------	--

2. 市場検証に関する基本的な考え方

① 予見性及び透明性の確保

<p>意見 2-1 検証プロセスの透明性確保に際し、各事業者の経営戦略上重要な指標を用いる場合には、当該事業者の事業運営上の影響等に配慮すべき。</p>	<p>考え方 2-1</p>	
<p>検証プロセスの透明性確保に際し、分析対象となる指標として各事業者の経営戦略上重要な指標を用いる場合には、当該指標を公表した場合の当該事業者の事業運営上の影響等を十分考慮し、必要に応じて、御省及び電気通信市場検証会議構成員限りに留めるなど、十分に配慮されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市場検証を適切に実施するためには、検証プロセスの透明性を確保することが重要である一方、分析・検証の基礎となる情報について営業秘密が含まれる場合があるという観点を踏まえ、適切に対応してまいります。 なお、電気通信市場検証会議の開催に当たり、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合は、議事及び議事要旨を非公開とすることができることとされています。 	<p>無</p>

② 市場動向の分析・検証の充実

<p>意見 2-2 電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保するため、電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策に反映することに賛同。</p>	<p>考え方 2-2</p>	
<p>電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保するため、電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策に反映することに賛同いたします。</p> <p>市場動向の分析・検証にあたっては、〈総論〉で述べたように、“不可欠性、独占性を有する固定系通信”と“代替性を有する移動系通信”の違いや、M2MやIoTなどのイノベーションを牽引していくモバイル事業に対する自由度の確保、政府出資のNTTが巨大な企業グループを形成している日本の通信市場の特殊性を踏まえることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>・本方針案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>・モバイル事業への規制やNTTグループ内取引の実態に対する分析・検証に関する御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2-3 本市場検証においては、NWレイヤーに限らず、近年急速に拡大しつつある上位・下位レイヤーによる影響力についても適切に分析すべき。</p>	<p>考え方 2-3</p>	
<p>従来の「競争評価」においては、市場支配力の有無の検証にあたり、「移動系データ通信市場」「移動系音声通信市場」として市場画定をしたうえで、MNOのみに着目した供給側データに係る分析がなされ、契約数シェアに比重を置いて評価されてきたところです。</p> <p>近年MVNOが伸長し、MNOと比して遜色のないサービスが提供されている他、量販店等においてはMVNOサービスとMNOサービスが並列されるなど、利用者にとってもモバイル事業者としての認識が浸透しつつある状況にあります。</p> <p>このような市場環境の変化に加え、「需要者にとっての代替性」という観点から市場画定されることを踏まえMVNOも一事業者として、MNOと同列に扱った上で、検証・分析がなされるものと考えます。なお、欧州において一部MVNOはMNOと同等の規制を受けている模様です。</p> <p>また、本市場検証においては、NWレイヤーに限らず、近年急速に拡大しつつある上位・下位レイヤーによる影響力についても適切に分析すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>・御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。</p>	<p>無</p>

③ 電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化

<p>意見 2-4 事後規制の実効性を確保するため、総務省が、定期的・継続的に情報の収集を行い、電気通信事業者の事業運営を絶えず確認することに賛同。</p>	<p>考え方 2-4</p>	
<p>事後規制の実効性を確保するため、総務省が、定期的・継続的に情報の収集を行い、電気通信事業者の事業運営を絶えず確認することについて賛同いたします。</p>	<p>・本方針案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>市場動向の分析・検証及び事業者の業務の適正性等に関するモニタリングにあたっては、 <総論>で述べたように、“不可欠性、独占性を有する固定系通信”と“代替性を有する移動系通信”の違いや、M2MやIoTなどのイノベーションを牽引していくモバイル事業に対する自由度の確保、政府出資のNTTが巨大な企業グループを形成している日本の通信市場の特殊性を踏まえることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> モバイル事業への規制やNTTグループ内取引の実態に対する分析・検証に関する御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。 	
<p>意見2-5 報告規則で取り決められていない事項についてのアンケートやヒアリングは、事業者への負担を考慮すべき。</p>	<p>考え方2-5</p>	
<p>報告規則の改正により、総務省殿にて把握できる情報は増加している状況ですが、報告規則で取り決められていない事項についてのアンケートやヒアリングは、事業者への過度な負担がないよう、配慮願います。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本方針案では、効率的かつ実効性の高い分析・検証を行うため、客観的・専門的知見も活用し、必要となる情報の収集を充実させるとともに、市場環境の変化や利用者視点等を踏まえた分析・検証手法の充実を図ることとしています。 	<p>無</p>
<p>2020 答申において、「各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立」にあたり、「事業者の負担にも配慮しつつ」とされたことも踏まえ、本市場検証に関する基本的な考え方にも同様の視点を盛り込むべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> また、電気通信市場の分析・検証を適切に行うために必要となるデータや分析・検証手法の充実等について、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議から助言を得ることとしています。 	

3. 平成31年までの重点事項

<p>意見3-1 重点項目以外の検証項目を、年次計画等の中で明確に示すことを要望。</p>	<p>考え方3-1</p>	
<p>今回重点項目として取り上げた4項目に関して特に異論はございませんが、それ以外の検証項目に関しては、年次計画等の中で明確にお示し願います。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本方針案に対する賛同の御意見として承ります。 本方針案で示した重点事項を踏まえた具体的な市場分析の実施方針、業務の適正性等の確認に関する実施方針及び市場検証に関する実施方針は、別途毎年度策定する年次計画において明確にしていく考えです。 また、本方針案では、4項目以外の事項 	<p>無</p>

	についても、年次計画において、必要に応じ、各年度の重点事項として追加することとしています。	
意見3-2 F T T Hからモバイルへのレバレッジによる世帯内ユーザへのモバイルの拡大は段階的に進むことが想定されることから、サービス卸による影響は長期的に分析・検証すべき。	考え方3-2	
<p>N T T東・西のサービス卸については、今後、転用から新規へとユーザ獲得が拡大し、C A T V事業者や電力事業者からの乗り換えが増加していくことが懸念されます。</p> <p>また、＜総論＞で述べたように、N T Tグループ各社がサービス卸を利用して自らのサービスとのセット販売等を行うことにより、N T Tグループによる囲い込みがF T T H市場を起点として移動系通信市場、I S P市場等へと拡大します。</p> <p>特に、F T T Hからモバイルへのレバレッジによる世帯内ユーザへのモバイルの拡大は段階的に進むことが想定されることから、サービス卸による影響は長期的に分析・検証すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【K D D I株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本方針案では、検証期間を3年としており、検証期間の1年目、2年目において、分析データや市場動向の分析・検証手法の充実を図り、本検証期間の3年目において、改正電気通信事業法の施行状況に関する総合的な検証を行うこととしています。 ・また、毎年度実施した分析・検証の結果等を取りまとめ、年次レポートとして公表し、総務省が講じた措置状況等についても整理し、今後重点的に取り扱う課題や取組等を取りまとめ、次年度の年次計画の策定に反映させることとしています。 	無

① 固定系通信・移動系通信における卸及び接続

意見3-3 一種指定事業者・二種指定事業者の業務の届出内容を確認し、業務の適正性等について分析・検証を行うことに賛同。	考え方3-3	
<p>一種指定事業者・二種指定事業者から届け出された内容を確認し、当該一種指定事業者・二種指定事業者の業務の適正性等について分析・検証を行うことについて賛同いたします。</p> <p>市場動向の分析・検証にあたっては、＜総論＞で述べたように、“不可欠性、独占性を有する固定系通信”と“代替性を有する移動系通信”の違いや、M2MやI o Tなどのイノベーションを牽引していくモバイル事業に対する自由度の確保、政府出資のN T Tが巨大な企業グループを形成している日本の通信市場の特殊性を踏まえることが必要と考えます。</p> <p>なお、サービス卸について検証するにあたっては、本来のサービス卸の導入趣旨である、様々なプレイヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様なサービスの創出や、光回線の利用率の向上がどのように進んでいるのか厳格に分析・検証することが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本方針案に対する賛同の御意見として承ります。 ・モバイル事業への規制やN T Tグループ内取引の実態に対する分析・検証に関する御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。 	無

【KDDI株式会社】		
<p>意見3-4 MVNOの参入促進を図る観点から実施された制度改正や第二種指定事業者による卸電気通信役務が、競争促進やサービス多様化に有効に機能しているかという観点から競争状況の分析・検証を実施することに賛同。</p>	考え方3-4	
<p>MVNOの参入促進を図る観点から実施された制度改正や二種指定事業者による卸電気通信役務が、競争促進やサービス多様化に有効に機能しているかという観点から、MVNOをはじめとする移動系通信における競争状況の分析・検証を実施していただくことに賛同します。</p> <p>分析・検証に当っては、以下の観点を考慮いただくことを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様なモバイルサービスを分類した上でのMVNOの普及状況の分析 (サービス分類の例) データ通信サービス、データ通信+音声通信サービス、IoTサービス等 ・ MVNO普及促進等の観点から導入された制度的措置の実施状況の評価 <ul style="list-style-type: none"> - SIMロック解除の実施状況 (SIMロック解除の実績、利用者の認知状況、ロック解除後の端末に機能制の有無等) - 開放を促進すべき機能に位置付けられたHLR/HSS機能の開放の進捗状況 - 二種指定事業者の卸役務の届出制度における検証状況 - 端末購入補助の適正化の状況 - MNOの期間拘束・自動更新付契約の適正化の状況 (期間拘束の無いプランの選択割合等) ・ その他MVNOの普及を阻害している可能性のある問題の分析・検証 <ul style="list-style-type: none"> - MNOによる、自身のサブブランドや資本関係にあるMVNOに対する不当な優遇 (端末調達や販売チャネルの提供における優遇等) - MVNOへの設備開放に対するスタンスのMNO間格差 (L2接続料の格差等) - メールアドレスに関する問題 (MVNOドメインからのメールはMNOのメールフィルターで除外) <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>・本方針案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>・なお、平成28年度年次計画案において、①MNO間、MNOとMVNOとの間及びMVNO間の公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか、②MNO間で料金・サービスを中心とした競争が進展しているか、といった観点を中心として検証を行うこととしています。</p> <p>・また、端末購入補助の適正化の状況に係る御意見については、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」(平成28年3月)に記述したフォローアップについて、事業者から定期的に報告を求めるなどにより、適切に進めてまいります。</p>	無
<p>意見3-5 光回線と移動系通信サービスのセット割引について、過度のキャッシュバック等により料金の適正性等が実質的に損なわれ、公正な競争環境が歪められていないか分析・検証を行うことに賛同。</p>	考え方3-5	
<p>光回線と移動系通信サービスのセット割引について、過度のキャッシュバック等により料金の適正性等が実質的に損なわれ、公正な競争環境が歪められていないかといった点について分析・検証を行うことに賛同します。</p> <p>分析・検証に当っては、以下の観点から分析・検証していただきたいと考えます。</p>	<p>・本方針案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>・御提案頂いた観点については、分析・検</p>	無

<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な移動系通信事業者の固定系通信市場におけるサービスシェアが高まり、移動系通信市場における 協調的寡占状態が固定系通信市場に持ち込まれていないか ・ N T T ドコモ殿やN T T コミュニケーションズ殿の固定系通信市場（I S P 市場を含む）におけるサービスシェアや、N T T 東西殿の設備シェアが高まることで、N T T グループによる市場独占への回帰傾向が見られないか ・ その結果、サービス卸と需要を共通とする電力系通信事業者やC A T V 事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じていないか <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>証を行う際の参考として承ります。</p>	
<p>意見 3-6 サービス卸が市場へ与える好影響と悪影響について、総合的に評価・分析し市場への好影響に対して悪影響が上回ると判断される場合には、速やかに制度的措置を検討すべき。</p>	<p>考え方 3-6</p>	
<p>N T T 東西殿が提供する光回線の卸売サービス（サービス卸）は、多様な異業種の事業者とのコラボレーションによりイノベーションを起こし、これまでに無い新規サービスを創出するという市場への好影響を期待して開始されました。しかしながら、これまでサービス卸を利用した異業種の事業者の参入は限定的である一方、移動系通信事業者が多額のキャッシュバックを提供することで固定系通信市場でのシェアを伸ばしているといった市場への悪影響についても指摘されているところです。</p> <p>このため、サービス卸が市場へ与える好影響と悪影響について、総合的な評価・分析が必要であると考えます。</p> <p>サービス卸の市場への好影響を評価する際には、それによって創出されたサービスが、従来のフレッツ光の直接販売と組み合わせる提供形態により実現可能なサービスであるか否かといった観点から評価されるべきであると考えます。創出されたサービスが従来の提供形態で実現可能なサービスである場合には、それはサービス卸が市場へ与える好影響には該当しません。また、時間的猶予を与えれば当初期待されたようなイノベーションが起こるかもしれないといった根拠の無い期待を抱かないためにも、その特性等を考慮してサービス卸によるイノベーションが起こる蓋然性の高低についても検証を行うべきであると考えます。</p> <p>また、サービス卸が市場に与える悪影響については、下記の点等を考慮した多面的な評価・分析が必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動系通信事業者が F T T H の卸サービスをセット販売する際に、協調的寡占状態にある移動系通信市場から得た莫大な利益を原資として競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバック等を提供することで、健全な競争環境や利用者間の公平性を損なっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。 ・ なお、本方針案では、競争環境に影響を与え得る要素として、光回線と移動系通信サービスのセット割引について、過度のキャッシュバック等により料金の適正性等が実質的に損なわれ、公正な競争環境が歪められていないかといった点について分析・検証を行うこととしています。 	<p>無</p>

<p>いか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な移動系通信事業者の固定系通信市場におけるサービスシェアが高まり、移動系通信市場における協調的寡占状態が固定系通信市場に持ち込まれていないか ・ NTTドコモ殿やNTTコミュニケーションズ殿の固定系通信市場（ISP市場を含む）におけるサービスシェアや、NTT東西殿の設備シェアが高まることで、NTTグループによる市場独占への回帰傾向が見られないか ・ その結果、サービス卸と需要を共通とする電力系通信事業者やCATV事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じていないか <p>評価・分析の結果、市場への好影響に対して悪影響が上回ると判断される場合には、市場への悪影響を最小限に留めるため、速やかに制度的措置を検討すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>		
<p>意見3-7 NTTドコモ以外のMNOにおけるSIMカード型MVNO提供の状況について検証することを期待。</p>	<p>考え方3-7</p>	
<p>当社はMVNOとのWin-Win関係構築に向け、MVNOからの要望へ真摯に対応してきたところです。現在、独自のサービスを提供しているSIMカード型MVNOの大宗は当社網を利用したMVNOであることをふまえ、他MNOにおけるSIMカード型MVNO提供の状況について検証されることを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。 ・ なお、平成28年度年次計画案では、二次以降のMVNO（他のMVNOから無線ネットワークを借りてサービス提供を行うMVNO）や契約数が3万以上のMVNOについてSIMカード型や通信モジュール等のサービス区分別の契約数等を把握することが可能となったことを踏まえ、MVNOサービス・MVNEサービスの提供実態やMVNOをはじめとする移動系通信における競争状況等について分析を行うこととしています。 	<p>無</p>
<p>意見3-8 現在、第一種指定事業者に比べ第二種指定事業者に対する指定要件が厳しいものとなっていることや、卸役務の届出に関する規制がほぼ同等の基準になっている等の問題について、本検証会議において規制の在り方を検証のうえ、適正化を図る必要があると考える。</p>	<p>考え方3-8</p>	
<p>電気通信市場の競争環境において、ボトルネック性に起因した第一種指定電気通信設備を保有する電気通信事業者（以下「第一種指定事業者」といいます。）と、競争環境を前提とした事業者間の交渉力に着目した第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定通信に関する御指摘については、分析・検証を行う際の参考として承ります。 	<p>無</p>

<p>「第二種指定事業者」といいます。)に対する規制は、当然差があるべきと考えます。</p> <p>しかしながら、現在の規制では、指定要件が第一種指定事業者に比べ第二種指定事業者に対する要件が厳しいものとなっている(低い基準で指定される)ことや、卸役務に関する規制がほぼ同等の基準になっている等の問題点があると考えられることから、本検証会議において規制の在り方など検証のうえ、適正化を図る必要があります。</p> <p>尚、固定通信においては、以下の項目についても分析/検証を行い、政策への反映を実施すべきと考えます。</p> <p><u>1、固定通信(電話)</u></p> <p>I P 電話を除く固定電話は、2015年12月末時点で2567万回線あり、メタル回線から光回線への移行の影響により年々減少傾向にあります。現在のペースで減少が続いたと仮定しても、PSTNマイグレーションが開始となる2020年において約1000万回線は存在すると想定でき、マイグレーション後においても、BB回線を必要とせず、電話単体でのサービス提供を希望する利用者は一定程度存在することが想定されます。</p> <p>このため、メタル回線を利用した固定電話における競争環境の維持や利用者利益の確保は引き続き非常に重要であり、これまでと同様に市場の検証を実施していただくと共に、加入光ファイバを含めた接続料に関しても十分な検証を要望します。</p> <p><u>2、固定通信(ブロードバンド)</u></p> <p>NTT東西殿が提供する光回線の卸サービス(以下、「サービス卸」という。)は、NTT東西殿のフレッツ光を卸事業者が販売するのみに留まっており、他事業者によるNGNを活用した新たなサービスの提供は困難な状況です。さらに、卸料金も高止まりしたままであり、競争の促進にはつながっていません。さらに、提供条件や運用面に関しても、未だNTT東西殿の提供と同一レベルにはなく、公平性に欠ける状況が続いています。</p> <p>このため、利用者料金・接続料と比較した卸料金の適正性や、運用面を含めた提供条件の公平性に関する検証を十分に実施し、速やかな課題解決に向けた対応を要望します。又、FTTH市場のさらなる活性化の観点からも、サービス卸のみならず、サービス多様化に資する接続の推進にも注目した検証に関しても実施願います。</p> <p><u>3、固定通信(NGN)</u></p> <p>2020年以降、PSTNの移行先となるNGNは、次世代の多彩なブロードバンドサービスを実現するプラットフォームとして構築されましたが、構築当初からPSTN同等の競争環境は担保されず、NTT東西殿の市場支配力が高止まりする状況が続いています。NGN上で提供されるサービスが、国民生活をより豊かにする社会基盤となるためにも、電話をはじめとした多種多様なサービスを様々な事業者が提供できるよう、競争環境が担保されることが非常に大切であると考えます。</p> <p>このため、第一種指定電気通信設備であるNGNの開放状況や利用の公平性に関して分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> • なお、他事業者が事業展開する上での不可欠性(ボトルネック性)に着目した第一種指定電気通信設備制度に対し、第二種指定電気通信設備制度は、交渉上の優位性に着目して設けられたことから制度上の相違があるものです。 • また、卸役務の届出に関しては、MNO 3グループの協調的寡占状態にある移動通信市場でMVNOの参入促進を図るため、主要な携帯電話事業者の卸売サービスの提供条件の公平性・適正性・透明性を確保する目的から、また、電波利用の連携の進展によるグループ内外の公正競争環境の担保の目的から、届出を求めているものです。 	
---	--	--

<p>／検証いただき、さらなる電気通信市場の発展となる競争基盤の整備へつなげていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
---	--	--

② 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響

<p>意見 3-9 移動系通信における市場支配的な事業者であるNTTドコモによる他事業者との連携の実態等を分析・検証することについて賛同。</p>	<p>考え方 3-9</p>	
<p>移動系通信における市場支配的な事業者であるNTTドコモがどのような企業と連携し、どのような影響を与えたか、また、連携によりどのような新事業・新サービスの創出が実現したかといった点を分析・検証することについて賛同いたします。</p> <p>分析・検証にあたっては、禁止行為規制の対象から外れることとなった事業者連携によって、移動系通信市場やセット割の対象であるFTTH市場・ISP市場の公正な競争に悪影響を及ぼしていないか、各事例を厳密に分析・検証すべきと考えます。</p> <p>また、NTTドコモがサービス卸の活用やMVNOへの網提供を通じてNTTコミュニケーションズやNTTぷらら等のNTTグループ各社との連携を進めて、禁止行為規制を潜脱する形で各市場の公正な競争に悪影響を与えていないかについても、厳密に分析・検証すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>・本方針案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>・移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響については、平成29年度以降の市場検証における重点項目とする予定であり、御意見については、平成29年度の年次計画案の策定、分析・検証を行う際の参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-10 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響を把握するにあたっては、海外の巨大プレイヤーによる影響等の諸要素を総合的に勘案した上で分析・検証すべき。</p>	<p>考え方 3-10</p>	
<p>当社は電気通信事業法第30条の禁止行為規制の緩和をうけ、多様なプレイヤーとの連携により、イノベーション促進に貢献する所存です。</p> <p>なお、本基本方針（案）においては、「移動系通信の競争環境にどのような変化が生じたかの確に把握するため」との記載がありますが、モバイル分野において海外の巨大プレイヤー等の影響力が増大していることを踏まえれば、禁止行為規制の緩和の影響を把握するにあたり、移動系通信の競争環境に閉じるべきではなく、海外の巨大プレイヤーによる影響等の諸要素を総合的に勘案した上で、情報通信市場全体における変化を分析・検証すべきです。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>・移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響については、平成29年度以降の市場検証における重点項目とする予定であり、御意見については、平成29年度の年次計画案の策定、分析・検証を行う際の参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-11 移動系通信における禁止行為規制の緩和に伴う、NTTグループ内の密接な連携についても検証し、市場への影響を十分に検証することを要望。</p>	<p>考え方 3-11</p>	

<p>今回の規制緩和の対象となるNTTドコモ殿は、単に移動通信市場における会社という位置付けだけではなく、NTTグループを構成する中核会社であり、規制緩和は市場への影響が非常に大きいものと考えます。</p> <p>さらに、グループ会社となるNTT東西殿は持株会社である日本電信電話株式会社殿を通じ国が出資する特殊会社であり、加入者回線の設備シェアが79.7%、光ファイバ回線の設備シェアは78.3%にも及ぶボトルネック設備を保有し、FTTH市場において70%程度の契約数シェアを持ち続ける等、非常に強い市場支配力を有しているばかりでなく、営業利益3,000億円、EBITDA1兆円に迫る巨大企業が更なる拡大傾向を見せるなど、市場支配力を活かしてその力を更に強めています。</p> <p>このことも踏まえれば、今回規制緩和の対象となるNTTドコモ殿の検証もさることながら、NTT東西殿とのセット販売等NTTグループ内の密接な連携についても検証いただき、市場への影響を十分に検証することを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響については、平成29年度以降の市場検証における重点項目とする予定であり、御意見については、平成29年度の年次計画案の策定、分析・検証を行う際の参考として承ります。 	<p>無</p>
<p>意見3-12 移動系通信市場における禁止行為規制の緩和が公正競争に悪影響を与えていないか分析・検証を行うべき。また、排他的に特定関係法人を優遇した取引等が行われていないかについても分析・検証を行うべき。</p>	<p>考え方3-12</p>	
<p>移動系通信市場における禁止行為規制が緩和され、NTTドコモ殿のグループ内の事業者（特定関係法人）が不当な優遇禁止の対象となりましたが、通信モジュール向けサービスを提供している特定関係法人については不当な優遇禁止の対象外となっており、このことが公正競争に悪影響を与えていないかといった観点からも分析・検証を行っていただきたいと考えます。</p> <p>また、NTTドコモ殿がNTT東西殿のサービス卸を利用して提供するFTTHサービスのオプションとして光電話サービスやテレビサービスの提供を開始されましたが、このオプションサービスの提供に関して、排他的に特定関係法人を優遇した取引等が行われていないかといった観点からも分析・検証を行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本方針案では、移動系通信における市場支配的事業者に対する禁止行為規制の緩和により、移動系通信の競争環境にどのような変化が生じたかを的確に把握するため、移動系通信における市場支配的事業者がどのような企業と連携し、どのような影響を与えたか、また、連携によりどのような新事業・新サービスの創出が実現したかといった点を中心に分析・検証を行うこととしています。 なお、サービス卸に関する御意見については、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（平成28年5月改訂）に基づき、NTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に対し、同ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行うこととしています。 	<p>無</p>

③ グループ化の動向

意見3-13 グループ化や寡占化の進展状況についての的確に把握するとともに、電気通信市場の分析・検証を行うことについて賛同。	考え方3-13	
<p>グループ化や寡占化の進展状況についての的確に把握するとともに、電気通信市場の分析・検証を行うことについて賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>・本方針に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見3-14 他MNOグループにおいて、グループ内外の公平性が確保されているか分析・検証すべき。	考え方3-14	
<p>当社以外のMNOグループにおいては、携帯電話・BWA等を組み合わせた「電波利用の連携」をはじめとしたグループ一体経営がなされているところです。</p> <p>2020 答申においても、グループ化の動向として「MVNO等の主要なグループ以外の事業者の事業展開を阻害するおそれが生じてきている」と指摘されたことを踏まえれば、他MNOグループにおいてグループ内外の公平性が確保されているか分析・検証すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>・本方針案では、移動系通信における卸電気通信役務の提供の本格化を踏まえ、二種指定設備設置事業者の業務の適正性等について分析・検証を行うこととしており、御指摘のグループ内外の公平性も含め、分析・検証を行います。</p>	無

④ 消費者保護ルールに関する取組状況

意見3-15 消費者保護ルールの施行状況について、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」に基づき分析・検証を行うことについて賛同。	考え方3-15	
<p>消費者保護ルールの施行状況について、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」に基づき、分析・検証を行うことについて賛同いたします。</p> <p>スマートフォンや光ファイバなどのサービスの高度化・多様化・複雑化や、利用者からの苦情・相談が増加している現状を踏まえ、お客様が安心してICTを利用できる環境を整備するため、消費者保護ルールの充実が図られたものと理解しております。</p> <p>一方、お客様視点では、サービス卸を利用したFVNOによるFTTHサービスやMVNOによるモバイルサービスも、設備を設置する事業者が提供するFTTHサービス、モバイルサービスと変わりはなく、同じ選択肢になり得ることから、お客様に混乱を与えることのないよう、業界全体が法の趣旨を踏まえて安心してICTを利用できる環境整備に努めることも重要です。</p>	<p>・本方針案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>・なお、消費者保護ルールに関する取組状況の具体的な分析・検証等については、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」に基づき、関係の専門家が参加する別の会合の場を中心として実務的な検討・作業を行うこととし、当該分析・検証等の結果又は進捗状況等について電気通信市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りなが</p>	無

【KDDI株式会社】	ら、適切に検証プロセス全体を運用していくこととしています。	
意見3-16 消費者保護ルールに関する取組状況の分析・検証に当たっては、消費者保護ルールの充実の副作用として生じている課題の有無を含めて実施する必要があり、総合的に利用者利便の向上や消費者保護に資する結果となっているかについて分析すべき。	考え方3-16	
<p>改正電気通信事業法については、書面交付や初期契約解除等、消費者保護に資する制度が導入された一方で、交付書面の増加や説明時間の長時間化等の副作用が生じている可能性も否定できず、これら課題の有無を含めた効果検証等が必要と考えます。従って、販売現場等の意見聴取等も実施の上、総合的にお客様の利便性向上や消費者保護に資する結果となっているかについて分析頂きたいと考えます。</p> <p>なお、本年5月10日付け「電気通信事業の利用者保護規律に関する報告規則改正案及び監督の基本方針案」に対する弊社意見書（以下「基本方針案等への意見書」という。）において述べさせて頂きましたとおり、確認措置や初期契約解除件数の取扱いや苦情分析にあたっての分析の対象・視点等については、消費者保護ルールに関する取組状況を評価する上で、配慮頂きますよう改めてお願いします。</p> <p>特に、苦情相談の分析対象について、「総務省のデータや国民生活センター等のデータ（PIONET）と同等水準の有効な利用が可能であり詳細内容を総務省が確認できる等の条件が満たされるのであれば、事業者等が収集するデータも活用を検討」との御省の考えが示されていることから、データ集約の区分等について必要な摺合せを実施させて頂きたいと考えます。その際、「個別の苦情・相談の原因に関する責任をいずれかの主体に帰すという判断をすることは困難」であるとの御省の課題のご指摘についても苦情相談の分類方法の工夫等で一定の分析・検証の可能性がないか等について、調整させて頂きたいと考えます。</p> <p><以下、「基本方針案等への意見書」より再掲></p> <p>1. 確認措置・初期契約解除について</p> <p>確認措置や初期契約解除の解除条件・受付基準等は、認定基準や事業法の要件を満たす前提で、詳細運用の設計において事業者毎に裁量が認められています。従って、事業者によっては利用者に有利な独自ルールを設定する等、運用に差異が生じることが想定され、解除の件数が示す意味合いも事業者により大きく異なってくる可能性があります。</p> <p>仮に、今後の定期調査等において、当該数値の多寡を事業者の評価や制度の有効性の評価に安易に反映させるようなことがあれば、分析手法として正確性を欠き、個別の事業者が設定する利用者に有利な運用を妨げることにも繋がりがかねません。</p> <p>以上のことから、本データの取扱いにおいては、誤った評価等がなされないよう、十分に配慮頂きたいと考えます。</p> <p>2. 苦情分析について</p> <p>苦情分析にあたっては、例えば、以下の事項に配慮頂きたいと考えます。詳細は本基本</p>	<p>・今後、消費者保護ルールに関する取組状況について分析・検証を行う際の参考として承ります。</p> <p>・なお、消費者保護ルールに関する取組状況の具体的な分析・検証等については、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」に基づき、関係の専門家が参加する別の会合の場を中心として実務的な検討・作業を行うこととし、当該分析・検証等の結果又は進捗状況等について電気通信市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していくこととしています。</p>	無

<p>方針の運用に関し、より具体的な案が策定され次第、改めて意見させていただきます。</p> <p>(1) 分析の対象 対象とする情報源については、特定の情報のみを過度に取り上げるのはバランスを欠くことから、広範な調査結果等を多角的視点で分析すべきと考えます。なお、その際は、事業者並びに販売店の業界団体等が収集するデータについても有効な情報源の一つとして活用頂きたいと考えます。</p> <p>(2) 分析の視点 分析の際には例えば以下の視点も取り入れ、定量的な苦情相談件数の増減分析等にとどまらず、より多角的な分析を実施頂きたいと考えます。</p> <p>① 苦情相談の分類 (ア) 苦情 (イ) 相談 (ウ) その他</p> <p>② 苦情相談の要因・帰責事由 (ア) 個別事業者のサービスに依るもの (イ) 販売店の対応に依るもの (ウ) 制度やルールに起因するもの (エ) その他</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
意見3-17 携帯電話キャリアについての消費者の声を取り込むという観点が弱い。	考え方3-17	
<p>さほど問題がある様には思われなかったのであるが、携帯電話キャリアについての消費者の声を取り込むという部分については弱い様と感じられた。</p> <p>不合理と思われる制度がかなり多く存在しているのは間違いの無い事であるので、これに関しては「公正競争」や「消費者保護」における契約側面的なものだけでなく、もっと合理的で国民の利益に繋がるような料金体系等（単なる料金プランだけでなく、端末とのセット割引や2年縛り等も含めて）となるような指導を行っていくようなものとしていただきたく、とより良いのではないかと考える（近年、携帯電話料金が若干下がりはしたがまだまだであり、消費者にとって「他社に移りたいのに移れない」様な状況を依然として多く発生させているのは確かな事である。競争については公正となっても、消費者に対しては公正ではないのではないかと当方は考える。）。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。 ・なお、本方針案では、利用者アンケート等で得られた情報も踏まえて分析・検証を行うこととしています。 	<p>無</p>

4. 検証プロセスの全体像

4. 1 検証期間

意見 4-1 市場検証によって課題が明らかになった場合は、速やかに政策に反映すべき。	考え方 4-1	
<p>3年目において、改正電気通信事業法の施行状況に関する総合的な検証を予定していますが、1年目及び2年目の検証において課題が明らかになった場合は、政策への反映を速やかに実施する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・本方針案では、分析・検証の実効性・効率性を高めるため、検証期間の1年目、2年目において、分析データや市場動向の分析・検証手法の充実を図り、3年目において、改正規制電気通信事業法の施行状況に関する総合的な検証を行うこととしておりますが、市場検証の結果、課題が明らかになった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。</p>	無

4. 3 電気通信市場の分析

意見 4-3-1 電気通信市場の最新動向等に関する研究を並行的に行っていくことに賛同。	考え方 4-3-1	
<p>電気通信市場の最新動向について注視し、分析手法を充実させていくことが重要であるため、最新動向等に関する研究を並行的に行っていくことについて賛同いたします。</p> <p>定量的及び定性的な観点から分析を行い、最新動向等に関する研究を並行的に行っていくにあたっては、＜総論＞で述べたように、“不可欠性、独占性を有する固定系通信”と“代替性を有する移動系通信”の違いや、M2MやIoTなどのイノベーションを牽引していくモバイル事業に対する自由度の確保、政府出資のNTTが巨大な企業グループを形成している日本の通信市場の特殊性を踏まえることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>・本方針案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>・モバイル事業への規制やNTTグループ内取引の実態に関する御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。</p>	無
意見 4-3-2 本方針案について、透明性及び適正性の確保、公正競争の有効性を高める観点から賛同。	考え方 4-3-2	
<p>本方針案の策定については透明性、適正性の確保、公正競争の有効性を高める観点から賛同いたします。</p> <p>また電気通信市場の調査・分析計画の策定にあっては、弊社より平成28年5月10日に貴省へ提出いたしました「電気通信事業の利用者保護規律に関する報告規則改正案及び監督の基本方針案についての意見」にも記載いたしました。その必要性・効果等を精査した上で、有効性の高い調査となるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>・本方針案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>・なお、本方針案では、効率的かつ実効性の高い分析・検証を行うため、客観的・専門的知見も活用し、必要となる情報の収集を充実させるとともに、市場環境の変化や利用者視点等を踏まえた分析・検</p>	無

	証手法の充実を図ることとしています。	
意見 4-3-3 アンケートについては、アンケートの構成について十分に議論を重ねるなど適正性を確保した上で実施すべき。	考え方 4-3-3	
<p>本基本方針（案）においては、事業者及び利用者へのアンケートの結果に基づき分析する旨示されておりますが、アンケートを用いる場合には、まずは分析の目的に合致した質問項目・選択肢であるか等のアンケートの構成について、「電気通信市場検証会議」において十分に議論を重ねるなど適正性を確保した上でアンケートを実施し、評価分析すべきです。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本方針案では、効率的かつ実効性の高い分析・検証を行うため、客観的・専門的知見も活用し、必要となる情報の収集を充実させるとともに、市場環境の変化や利用者視点等を踏まえた分析・検証手法の充実を図ることとしています。 ・また、電気通信市場の分析・検証を適切に行うために必要となるデータや分析・検証手法の充実等について、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議から助言を得ることとしています。 	無
意見 4-3-4 移動系通信市場と固定系通信市場を同一の市場として分析・検証を実施すべき。市場の動向によっては、移動系通信市場と異業種の市場を同一の市場として分析・検証を実施すべき。	考え方 4-3-4	
<p>NTT東西殿のサービス卸を利用してNTTドコモ殿とソフトバンク殿がFTTHサービスの提供を開始したことで、従来からFTTHサービスを提供していたKDDI殿を含めMNO3社がFTTH市場のメインプレイヤーとなっている現状を踏まえると、移動系通信市場と固定系通信市場を同一の市場とした分析・検証を実施するべきであると考えます。移動系通信市場と固定系通信市場を同一の市場として分析・検証を行うことは、電気通信市場における主要な事業者の市場支配力の実態を適正に反映した制度設計に資するものであると考えます。</p> <p>また、MNO3社の強大な市場支配力は電力小売や保険といった電気通信事業とは異業種の事業分野にも及ぶ可能性があるため、市場の動向によっては、それら異業種の市場を移動系通信市場と同一の市場と看做した分析・検証を行うことも検討する必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。 ・変化の激しい電気通信市場の動向について分析を適切に行っていくため、電気通信市場の最新動向について注視し、分析手法を充実させていくことが重要であり、最新動向等について研究を行っていくこととしています。 ・平成28年度年次計画案においても、近年の固定系通信・移動系通信サービスの連携や異業種との連携サービスが競争環境に与える影響の分析に必要となる分析手法等について研究を行うこととしています。 	無

4. 4 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

意見4-4-1 アンケートやヒアリングを実施する際には、事業者にとって過度な負担とならないよう配慮すべき。	考え方4-4-1	
<p>報告規則の改正により、総務省殿にて把握できる情報は増加している状況ですが、報告規則で決められていない事項についてのアンケートやヒアリングは、事業者への過度な負担がないよう、配慮願います。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・考え方2-5のとおり。</p>	無
意見4-4-2 電気通信市場の検証を行うに当たっては、固定系通信と移動系通信の違い、モバイル事業に対する自由度の確保、日本の通信市場の特殊性を踏まえる必要がある。	考え方4-4-2	
<p>電気通信事業者の業務の適正性等を確認し、電気通信市場の検証を行うにあたっては、＜総論＞で述べたように、“不可欠性、独占性を有する固定系通信”と“代替性を有する移動系通信”の違いや、M2MやIoTなどのイノベーションを牽引していくモバイル事業に対する自由度の確保、政府出資のNTTが巨大な企業グループを形成している日本の通信市場の特殊性を踏まえることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>・御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。</p>	無

4.5 電気通信市場の検証

意見4-5-1 電気通信市場の公正競争環境及び利用者利便に関する検証を行うことに賛同。	考え方4-5-1	
<p>電気通信市場の公正競争環境及び利用者利便に関する検証を行うことについて賛同いたします。</p> <p>検証を進めるにあたっては、＜総論＞で述べたように、“不可欠性、独占性を有する固定系通信”と“代替性を有する移動系通信”の違いや、M2MやIoTなどのイノベーションを牽引していくモバイル事業に対する自由度の確保、政府出資のNTTが巨大な企業グループを形成している日本の通信市場の特殊性を踏まえることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>・本方針に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>・モバイル事業への規制やNTTグループ内取引の実態に関する御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。</p>	無
意見4-5-2 移動系通信市場と固定系通信市場を同一の市場として分析・検証を実施すべき。市場の動向によっては、移動系通信市場と異業種の市場を同一の市場として分析・検証を実施すべき。	考え方4-5-2	
NTT東西殿のサービス卸を利用してNTTドコモ殿とソフトバンク殿がFTTHサービスの提供を開始したことで、従来からFTTHサービスを提供していたKDDI殿を含め	<p>・考え方4-3-4のとおり。</p>	無

<p>MNO 3社がF T T H市場のメインプレイヤーとなっている現状を踏まえると、移動系通信市場と固定系通信市場を同一の市場とした分析・検証を実施するべきであると考えます。移動系通信市場と固定系通信市場を同一の市場として分析・検証を行うことは、電気通信市場における主要な事業者の市場支配力の実態を適正に反映した制度設計に資するものであると考えます。</p> <p>また、MNO 3社の強大な市場支配力は電力小売や保険といった電気通信事業とは異業種の事業分野にも及ぶ可能性があるため、市場の動向によっては、それら異業種の市場を移動系通信市場と同一の市場と看做した分析・検証を行うことも検討する必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オブティコム】</p>		
<p>意見 4-5-3 スマートフォンの端末購入補助の適正化が図られているか、総務省において適切にフォローアップすべき。</p>	<p>考え方 4-5-3</p>	
<p>昨年の総務省「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」における議論の趣旨や本年4月に適用された「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」を踏まえ、各携帯電話事業者において端末購入補助の適正化が図られているか、総務省において適切なフォローアップがなされるよう、要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」(平成28年3月)に記述したフォローアップについては、事業者から定期的に報告を求めるなどにより、適切に進めてまいります。 	<p>無</p>

4. 6 年次レポート

<p>意見 4-6 各種データの公表に際しては、事業者に関する情報の取扱いに十分に配慮すべき。</p>	<p>考え方 4-6</p>	
<p>各種データの公表に際しては、事業者における非開示情報も含まれるため、個社の特定がされないことがないよう取扱いには十分に配慮願います。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場検証を適切に実施するためには、検証プロセスの透明性を確保することが重要である一方、分析・検証の基礎となる情報について営業秘密が含まれる場合があるという観点を踏まえ、適切に対応してまいります。 ・なお、平成28年度年次計画案においても、収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とする 	<p>無</p>

	ことも含め、取扱いに十分な配慮をすることとしています。
--	-----------------------------

4. 7 電気通信市場検証会議

<p>意見 4-7 「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」に基づき、関係の専門家が参加する別の会合の場を設置する際には、バランスの取れたメンバー構成とすべき。</p>	<p>考え方 4-7</p>	
<p>消費者保護ルールに関する分析・検証等にあって設置される「会合の場」においては、消費者団体、消費者相談員あるいは消費者保護を専門とする有識者のみならず、産業振興や競争視点に精通した経済学・法学（競争法）等に通じた有識者も含むバランスの取れたメンバー構成として頂くよう、要望します。また、あわせて、適宜、業界関係者（販売店・電気通信事業者）等の関係者の意見も反映できる仕組みの検討をお願いします。</p> <p>以上により、個別の消費者からの苦情・相談をベースとした議論のみに偏らず、需要側・供給側の両面に配慮したより大局的且つ中長期的な消費者利便も視野に入れた検証や議論が可能になるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・御意見については、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」に基づき、関係の専門家が参加する別の会合の場を設置する際の参考として承ります。</p>	<p>無</p>